

津奈木町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～

令和5年度

津奈木町通学路安全推進協議会

(目的)

1. 津奈木町通学路交通安全プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による合同点検を実施するように全国自治体に要請がありました。

これを受けて津奈木町では、平成24年8月27日に関係機関が連携し、津奈木町の通学路における緊急合同点検を実施し、対応策を検討するなどの活動をしてまいりました。この取組みを一過性とせず、継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「津奈木町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の緊密な連携を図り、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を目指します。

(組織)

2. 津奈木町通学路安全推進協議会の設置

本町では、以下のメンバーで構成する「津奈木町通学路安全推進協議会」を設置し、本プログラムについて議論し、策定します。

(1) 推進協議会組織

- ・津奈木小学校・津奈木中学校
- ・津奈木町（教育委員会・建設課）
- ・水俣警察署
- ・熊本河川国道事務所
- ・芦北地域振興局（土木部維持管理調整課）

(2) 推進協議会の役割

「津奈木町通学路交通安全プログラム」の策定及び対策実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。

(方針)

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全性を確保するため、合同点検を実施して危険箇所を把握するとともに、対策の検討を行う。また、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして実施し、本町の通学路の安全性向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検・対策の検討 (Plan)

① 実施時期等

・小中学校の通学路について、1年に1回の頻度にて、通学路安全推進協議会において重要課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を実施します。

② 点検体制

・学校、警察、教育委員会、道路管理者等の参加により実施します。

③ 対策の検討

・合同点検の結果により、確認された対策必要箇所については、箇所ごとに道路整備、交通規制及び交通安全教育などの具体的な実施内容を検討します。

(3) 対策の実施 (Do)

・対策の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (Check)

・合同点検結果に基づく対策実施箇所については、対策の効果を確認するため、現地の実測や周辺住民への聞き取り調査などによる検証を行います。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

(公表)

4. 箇所一覧、箇所図の公表

・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有し、周知を図るため、「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、津奈木町のホームページ等を通じて公表します。